

県税減免等のお知らせ

令和5年6月30日からの大雨によって被害を受けられた方で、以下の事由に該当されれば、県税について軽減または免除されることがあります。

(減免の申請期限は、災害がやんだ日から1月以内となります。)

また、期限までに申告書など書類の提出または納税を行うことが困難な場合、申請により提出期限の延長または納期限が延長されることがあります。

(期限延長の申請期限は、災害がやんだ日から7日以内となります。)

●災害被害者の方に対する県税の減免措置について

○自動車税種別割

【軽減の内容】

(1)自動車の価格の3/10以上の損害を受けた場合

(保険金等により補填されるべき金額を除く)

- ①損害額が3/10以上5/10未満のとき・・・税額の3/10を軽減
- ②損害額が5/10以上のとき・・・・・・・・・・税額の5/10を軽減

(2)災害による交通途絶により、3ヶ月以上運行を休止した場合

- ①運行休止期間が3ヶ月以上6ヶ月未満のとき・・・税額の3/10を軽減
- ②運行休止期間が6ヶ月以上のとき・・・・・・・・・・税額の5/10を軽減

【申請に必要な書類等】

(1)被災した自動車を修繕して運行する場合

- ①県税災害減免申請書及び付表4
- ②官公署が発行する、り災証明書又は被災証明書
- ③自動車整備業者等の修繕費領収証(または写し)または修繕費見積書
- ④保険金等の補てんがあった場合はその補てん金額を証する書類
- ⑤自動車検査証

(2)被災した自動車が運行不能の場合

- ①県税災害減免申請書及び付表4
- ②自動車現況届出書
- ③官公署が発行する、り災証明書又は被災証明書
- ④保険金等の補てんがあった場合は、その補てん金額を証する書類
- ⑤自動車登録番号標受領証明書
- ⑥自動車検査証

※自動車の抹消登録ができる場合は、併せて行ってください。

※り災証明書又は被災証明書は、自動車が災害を受けたことが確認できるものを提出してください。

※運行不能な自動車については抹消登録を行えば、抹消登録の翌月以降の自動車税種別割(軽減後の自動車税種別割額)を減額します。

○個人事業税

※災害を受けた日の属する年度（災害を受けた日が1月1日～3月31日までの間に属するときは翌年度）において、その災害の日以後に納期限の到来するもの

【減免の内容】

減免の要件	減免される金額
・以下のすべての要件を満たす場合 ①事業用資産の損害額（注）が、資産価格の1/3以上 ②事業税の課税標準となる前年の所得金額が、1千万円以下 ③事業税の納期限が、災害の日以後に到来	事業税の課税標準額が 230万円以下 … 事業税額の全部 230万円超480万円以下 … 事業税額の1/2 480万円超 … 事業税額の1/3
・上記に該当しない場合で、以下のすべての要件を満たす場合 ①事業用資産および住宅・家財の損害額（注）が、資産等の価格の1/4以上 ②前年の所得金額が、500万円以下 ③事業税の納期限が、災害の日以後に到来	損害額（注）の割合が 1/2以上 … 事業税額の全部 1/4以上1/2未満 … 事業税額の1/2

（注）保険金等により補てんされるべき金額を除きます。

【申請に必要な書類等】

- ①県税災害減免申請書（別記様式）
 - ②個人の事業税に係る損害状況等（付表1）
 - ③その他の県税に係る損害状況等兼損害資産等の明細（付表2）
 - ④官公署が発行する、り災証明書又は被災証明書
 - ⑤保険金等の補てんがあった場合は、その補てん金額を証する書類
 - ⑥損害金額やその内訳等が確認できる書類
- ※上記以外にも、状況等に応じ、他の書類を提出していただくことがあります。

○不動産取得税

【減免の対象となる不動産】

- (1)不動産の取得日からその不動産取得税の納期限までの間に、災害により著しく不動産の価格を減じた場合
- (2)災害により滅失した不動産の代替不動産を、滅失日から**3年以内**に取得した場合（要件）災害により不動産を滅失した者が、当該滅失不動産に代わるものと認められる不動産を取得したとき

【減免の内容】

- (1)の場合
災害により被害を受けた不動産に係る不動産取得税の税額から、被害の程度に応じた額を減免します。
- (2)の場合
代替不動産に係る不動産取得税の税額から、滅失した不動産の被害の程度に応じた額を減免します。（(1)の減免を受けた場合はその額を除きます。）

※減免される額は、被害を受けた不動産に係る固定資産台帳登録価格から、保険金等により補てんされる金額を除き算定します。

【申請に必要な書類等】

- ①県税災害減免申請書及び付表3
- ②官公署が発行する、り災証明書又は被災証明書
- ③市町村が発行する固定資産評価証明書（被害を受けた年の1月1日現在のもの）
- ④保険金等の補てんがあった場合は、その補てん金額を証する書類

○その他の県税

「その他の県税」には、個人の県民税、県たばこ税、ゴルフ場利用税及び特別徴収の方法による軽油引取税・産業廃棄物税は含まれません。

【減免の要件】

以下のすべての要件を満たす場合

- ①資産等を滅失・損壊し、納税資力がなくなると認められる
- ②税の納期限が、災害の日以後に到来

【減免の内容】

その年度における税額の全部

【申請に必要な書類等】

- ①県税災害減免申請書及び付表2
- ②官公署が発行する、り災証明書又は被災証明書
- ③軽減又は免除を受けようとする理由を証するに足る書面

●災害による県税の申告・納税等の期限延長について

災害を受けたことにより、期限までに申告書など書類の提出または納税を行うことが困難と認められる場合、申請により提出期限の延長または納期限が延長される場合があります。

【申請書の提出期限】

災害がやんだ日から7日以内

【期限の延長期間】

災害がやんだ日から2月以内

【申請に必要な書類等】

- ①期限延長申請書
- ②官公署が発行する、り災証明書又は被災証明書

●災害により納付困難となった場合の徴収猶予について

納税者が、その財産につき災害を受けたことにより、納付すべき県税を一時に納付することができないと認められる場合、申請により徴収猶予を受けることができます。

なお、納税の期限延長適用後、徴収猶予を受けることもできます。

【猶予期間】

1年の範囲内で、財産や収支の状況に応じて、最も早く県税を完納できる期間

【申請に必要な書類等】

- ①徴収猶予申請書
- ②官公署が発行する、り災証明書又は被災証明書
- ③財産目録及び収支の明細書
ただし、猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合は、上記の書類に代え、財産収支状況書を提出してください。
- ④猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供
ただし、次のいずれかに該当する場合は、担保を提供する必要はありません。
ア 猶予を受けようとする金額が100万円以下である場合
イ 猶予を受ける期間が3ヶ月以内である場合
ウ 担保として提供できる財産が無いなど特別な事情がある場合

※詳しくは、最寄りの県税事務所または自動車税管理室にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

別府県税事務所	別府市大字鶴見字下田井14-1	TEL0977-67-8211
大分県税事務所	大分市府内町3-10-1	TEL097-506-5771
自動車税管理室	大分市大津町3-4-13	TEL097-552-1121
佐伯納税事務所	佐伯市長島町1-2-1	TEL0972-22-3021
豊後大野納税事務所	豊後大野市三重町市場1123	TEL0974-22-7501
日田県税事務所	日田市城町1-1-10	TEL0973-22-4175
中津県税事務所	中津市中央町1-5-16	TEL0979-22-2920